

鏡石町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鏡石町内に存する住宅の所有者が当該住宅の耐震診断を希望する場合、鏡石町が予算の範囲内において、耐震診断者等を派遣して耐震診断することにより住宅の地震に対する安全性の確保と向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会（以下「防災協会」という。）発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士で、かつ、次のいずれかの講習会を受講した者のうち、福島県木造住宅耐震診断者名簿に登録された者をいう。
 - ア 福島県が実施する木造住宅耐震診断の業務に必要な講習会
 - イ 福島県の木造住宅の耐震化施策に関する講義を含む防災協会が実施する木造住宅耐震診断に関する講習会
- (3) 住宅 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）をいう。

(対象住宅)

第3条 耐震診断者の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件にすべて該当するものとする。

- (1) 所有者（町税等を滞納していない者に限る。）が自ら居住する住宅
- (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた住宅
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による木造3階建て以下の住宅
- (4) 過去に、町事業による耐震診断を受けていない住宅

(派遣の申し込み)

第4条 この要綱に基づき耐震診断者の派遣を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者のうちの1人をいう。）は、構造的に独立した棟毎に、鏡石町木造住宅耐震診断者派遣申込書（第1号様式）により町長に申し込まなければならない。

(派遣の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申し込みを受けたときは、当該申し込みに係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めるときに、すみやかに派遣を決定しなければならない。

2 町長は、派遣する耐震診断者を決定したときは、その旨を鏡石町木造住宅耐震診断者派遣決定通知書（第2号様式）により当該申込者（以下「派遣依頼者」という。）に通知しなければならない。

3 町長は、前項の鏡石町木造住宅耐震診断者派遣決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

（派遣の辞退）

第6条 派遣依頼者は、鏡石町木造住宅耐震診断者派遣決定通知書を受けた後において耐震診断者の派遣を辞退するときは、すみやかに鏡石町木造住宅耐震診断者派遣辞退届（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（派遣決定の取り消し）

第7条 町長は、派遣依頼者が次の各号のいずれかに該当したときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により派遣の決定を受けたとき

(2) その他町長が不適当と認める事由が生じたとき

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付けて、鏡石町木造住宅耐震診断者派遣取消通知書（第4号様式）により当該派遣依頼者に通知しなければならない。

（派遣に要する費用）

第8条 耐震診断者の派遣に要する費用は、町が負担するものとする。

（派遣依頼者の費用負担）

第9条 前条の規定にかかわらず、耐震診断者の派遣を受ける派遣依頼者は、一診断につき一律8千円を耐震診断の前に、町に納付しなければならない。

（診断結果の通知）

第10条 町長は、耐震診断の結果を鏡石町木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断結果通知書（第5号様式）により当該派遣依頼者に通知しなければならない。

（派遣依頼者に対する情報の提供、助言及び勧告）

第11条 町長は、派遣依頼者に対して、耐震診断結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な情報の提供、助言及び勧告を行うことができる。

（耐震診断者等の責務）

第12条 耐震診断者及び当該業務の関係者は、耐震診断を行う際に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該耐震診断に関し、派遣依頼者から金銭を受け取ること

(2) 派遣依頼者に対し、不必要な改修を勧めること

(3) その他耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと

3 耐震診断者の所属する建築士事務所（当該建築士事務所の開設者等が関係する建設会社

を含む。)は、当該耐震診断者が耐震診断を行った住宅の耐震改修工事及びこれらに類する工事を行ってはならない。

(業務の委託)

第13条 町長は、本事業に関する業務の一部を委託することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。